「混同」ってなんですか？

受講生からの質問【#069】宅建士講座 2016
https://youtu.be/T6M9dWRkotI

（平成 23 年問 10①）
　AがBから事業のために、1,000 万円を借り入れている場合における次の記述につき、民法の規定及び判例により、正誤をつけよ。

1　AとBが婚姻した場合、AのBに対する借入金債務は混同により消滅する。

⇒　誤り

（債権法上の）「混同」とは、債権及び債務が同一人に帰属することをいいます。混同により、当該債権・債務は消滅します。

≪本講のまとめ≫

1）権利関係の基本用語は一つずつ丁寧におさえる。
2）典型的な問題で、問い方（使い方）を確認する。

【宅建渋谷会】佐伯竜の通信教材　（2016/03/31現在）

通信教材　平成28年版　宅建【基幹講座】全分野セット
http://shibuyakai.com/takken/dvd12.html